

国立大学法人群馬大学寄附金事務取扱規程

平成16. 4. 1 制定

改正平成16.10. 1 平成16.12. 1

平成18. 6. 1 平成19. 3. 1

平成19. 3. 1 平成19.12. 1

平成20.12. 1 平成21. 6.24

平成23. 4. 1 平成26. 4. 1

平成28. 6. 1 平成28. 9.21

令和元.11. 1

(趣 旨)

第1条 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）における寄附金の受入れ及び経理事務の取扱いについては、国立大学法人群馬大学会計規則（平成16年4月1日制定。以下「会計規則」という。）及びこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この規程において「学部等」及び「学部長等」とは、国立大学法人群馬大学会計事務取扱規程（平成16年4月1日制定）第3条に定めるところによる。

2 この規程において「寄附金」とは、国立大学法人群馬大学基金規程（平成28年9月21日制定）に定める基金を除く寄附金とする。

(寄附金の目的及び受入れの制限)

第3条 寄附金は、次の各号に掲げる経費に充てる目的で受け入れるものとする。

- (1) 学術研究のための経費
- (2) 教育のための経費
- (3) その他本学の運営のための経費

2 寄附金を受け入れようとする場合において、次の各号に掲げる条件が付されているものは、これを受け入れることはできない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附の申込者（以下「寄附者」という。）に譲与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附申込み後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) 寄附金を受け入れることにより著しい経費の負担を伴うこと。
- (6) その他学長が本学の業務遂行上特に支障があると認める条件

3 学長は、目的を定めず、かつ、無条件で寄附の申込みがあったときは、第1項に定め

る目的を付すことにより寄附金として受け入れることができる。

(寄附金の受入れの事前審査)

第4条 学部長等は、寄附金を受け入れようとするときは、次の各号に掲げる手続を行うものとする。

(1) 公募により寄附金を受け入れようとするときは、その実施に当たり、当該学部等において募金要項を作成の上、事前に外部資金受入審査委員会に審査を付託し、審査結果報告書を学長に提出すること。

(2) 公募以外の方法により寄附金を受け入れようとするときは、事前に外部資金受入審査委員会に審査を付託し、審査結果報告書を学長に提出すること。

2 外部資金受入審査委員会については、別に定める。

(寄附金の受入れ決定)

第5条 寄附金の受入れの決定は、学長が行うものとする。

2 学長は、寄附金の受入れを決定したときは、直ちにその旨を当該学部長等に通知するものとする。

3 第3条第3項の規定により受入れを決定したときは、目的を示して通知するものとする。

(寄附金の収納)

第6条 寄附金は、指定の口座又は出納役において収納するものとする。

2 寄附金として受け入れることのできる有価証券は、会計規則第20条第1項各号に掲げるものとする。

(寄附金の移管)

第7条 学部長等は、研究担当者が他研究機関へ異動する等の事由により受け入れた寄附金を異動先の他研究機関へ移管する必要があるときは、学長に異動先研究機関との協議を申し出るものとする。

2 学長は、前項の異動先研究機関との協議が整った場合は、当該寄附金を異動先研究機関に移管するものとする。

3 前2項は、本学に異動した研究担当者に係る異動元の他研究機関からの寄附金の移管について準用する。

4 学部長等は、寄附金が著しく少額となったため当該寄附目的に使用できなくなったときは、学長の許可を得て他の寄附金に移管することができるものとする。

(寄附金の会計処理)

第8条 寄附金に係る会計処理は、会計規則及びこれに基づく諸規程の定めるところにより処理するものとする。

(寄附金の受入れ及び経理に係る留意事項)

第9条 奨学金助成財団等から教職員個人に交付された助成金のうち、実態として当該助成金の目的とする研究等が本学において実施されるものは、交付された教職員から本学に改めて寄附をさせ、寄附金として適正に処理しなければならない。

2 前項に規定する教職員は、常勤・非常勤を問わず実態として本学において研究等を行う者とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。